

身体的拘束等適正化のための指針

社会福祉法人桃源堂福祉会
特別養護老人ホームちぎり

1、施設における身体的拘束等の適正化に関する基本的な考え方

身体拘束は、入所者の生活の自由を制限することであり、入所者の尊厳ある生活を阻むものです。当施設では入所者の尊厳と主知性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく、職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識を持ち、身体拘束をしないケアの実施に努めます。

具体的には、

- ・身体的拘束は廃止すべきものである
- ・廃止に向けて常に努力を行わなければならない
- ・安易に「やむを得ない」で身体的拘束を行わない
- ・身体的拘束を許容する考えはやめるべきである
- ・全員の強い意志で「チャレンジ」をする（ケアの本質を考える）
- ・創意工夫を忘れない
- ・入所者の人権を一番の考慮すること
- ・福祉サービスの提供に誇りと自信をもつこと
- ・身体的拘束廃止にむけありとあらゆる手段を講じること
- ・やむを得ない場合入所者・家族に対する努力を怠らないこと（常に「ゼロ」を目指すこと）

◆ 介護保険指定基準の身体的拘束等禁止規定

「サービスの提供にあたっては、当該入所者又は他の入所者等、生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為をおこなってはならない。」

◆ 緊急やむを得ない場合の三原則

入所者個々の心身の状況を勘案し、疾病・障害を理解したうえで身体拘束を行わないケアの提供をすることが原則です。しかしながら、以下の三つの要件をすべて満たす状態にある場合は、必要最低限の身体拘束を行うことがあります。

- ①切迫性：入所者又は他の入所者等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと
- ②非代替性：身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと
- ③一時性：身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること

2、身体拘束ゼロ委員会その他施設内の組織に関する事項

当施設では、身体拘束が必要な状況となった場合、その必要性を判断するため、また、身体的拘束等の適正化のための対策を検討するため、身体拘束ゼロ委員会を設置します。

① 設置目的等

- ・施設内での身体拘束廃止に向けての現状把握及び改善についての検討
- ・身体拘束を実施せざるを得ない場合の検討及び手続
- ・身体拘束を実施した場合の解除の検討
- ・身体的拘束等について報告するための様式の整備
- ・介護職員その他の職員から、身体的拘束等の発生ごとにその状況、背景等を上記様式に従い報告された事例の集計分析
- ・事例の分析にあたっては、身体的拘束等の発生ごとに状況等を分析し、身体的拘束等の発生原因、結果等を取りまとめ、当該事例の適正化と適正化策の検討
- ・報告された事例及び分析結果の職員への周知徹底
- ・適正化策を講じた後、その効果について評価
- ・身体拘束廃止に関する職員全体への指導

② 開催

3ヶ月に1回以上

3、身体的拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針

介護に携わるすべての従業者に対して、身体拘束ひしと人権を尊重したケアの励行を図り、職員教育を行います。

- ① 定期的な教育・研修（年2回以上）の実施
- ② 新任者に対する身体拘束廃止・改善のための研修の実施
- ③ その他必要な教育・研修の実施

4、施設内で発生した身体的拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針

別添「身体的拘束等廃止フローチャート」に基づき、入所者家族に速やかに説明、報告する。

5、身体的拘束等発生時の対応に関する基本指針

入所者本人又は他の入所者等の生命又は身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体的拘束を行わなければならない場合、以下の手順に従って実施します。

① カンファレンスの実施

緊急やむを得ない状況になった場合、身体拘束ゼロ委員会を中心として、各関係部署の代表が集まり、拘束による入所者の心身の損害や拘束をしない場合のリスクに

ついて検討し、身体的拘束を行うことを選択する前に①切迫性②非代替性③一時性の三洋県のすべてを満たしているかどうかについて検討し、入所者本人・家族に対する説明書を作成します。

また、廃止に向けた取り組み、改善の検討会を早急に行い、その実地に努めます。

② 入所者本人や家族に対しての説明

身体的拘束の内容、目的、理由、拘束の時間または時間帯、期間、改善に向けた取り組み方法を詳細に説明し、十分な理解が得られるように努めます。

また、身体的拘束の同意期限を越え、なお拘束を必要とする場合については、事前に本人・家族等と行っている内容と方向性及び入所者の状態等を確認説明し、同意を得た上で実施します。

③ 記録と再検討

法律上、身体的拘束に関する記録は義務付けられており、専用の様式を用いて、その様子・心身の状況・やむを得なかった理由などを記録する。身体的拘束の早期解除に向けて、拘束の必要性や方法を適宜検討する。その記録は2年間保存、行政担当部局の指導監査が行われる際に提示できるようにする。

④ 拘束の解除

上記③の記録と身体拘束ゼロ委員会での再検討の結果、身体的拘束を継続する必要性がなくなった場合は、速やかに身体拘束を解除し、入所者本人・家族に報告する。

6、入所者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

当該指針は、入所者及び家族の求めに応じていつでも施設内で閲覧ができるようにするとともに、ホームページにも公表し、入所者及び家族がいつでも自由に閲覧できるようにする。

7、その他身体的拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針

身体的拘束等を行う必要性を生じさせないために、日常的に以下のことに取り組む。

- ①入所者主体の行動・尊厳ある生活に努める
- ②言葉や対応等で、入所者の精神的案自由を妨げないよう努力する
- ③入所者の思いを組み取り、入所者の意向に沿ったサービスを提供し、多職種共同でここに応じた丁寧な対応をする。
- ④入所者の安全を確保する観点から、入所者の自由を安易に妨げるような行為は行わない
- ⑤「やむを得ない」と拘束に準ずる行為を行っていないか、常に振り返りながら入所者に主体的な生活をしていただけるように努める。
- ⑥以下の点について十分に議論して共通認識を持つようにする。
 - ・マンパワーが足りないことを理由に、安易に身体的拘束等を行っていないか

- ・事故発生時の法的責任問題の回避のために、安易に身体的拘束等を行っていないか
- ・高齢者は転倒しやすく、転倒すれば大けがになるという先入観だけで安易に身体的拘束等を行っていないか
- ・サービスの提供の中で、本当に緊急やむを得ない場合にのみ身体的拘束等を必要と判断しているか。
本当に他の方法はないか。

附則 令和6年4月1日策定